

浴槽設備施工 (浴槽設備施工作業)

合格者なし

樹脂接着剤注入施工 (エポキシ樹脂注入工事作業)

A 甲 1、2、3、6、7、10、18、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、38、45、46、49、51、52、55、56、57、60

B 1、9

バルコニー施工 (金属製バルコニー工事作業)

A 甲 2、3、5、7、8、17、22、23、24

C 2

D 1

愛 知 県

定価 (郵送料相当額を含む) 一箇月 三万六千円

本号で公布された規則のあらまし

◇愛知県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第二四号)

- 1 総務部に文化振興局を、企画部に航空対策局をそれぞれ設置し、その分掌事務を定めることとした。
- 2 地方機関について、次のとおり組織の整備を行うこととした。
  - (1) 愛知芸術文化センターの愛知県図書館を設置することに伴い組織の整備を行い、その分掌事務を定めることとした。
  - (2) 種畜センター、段戸山牧場及び種鶏センターを統合し、畜産総合センターを設置し、その分掌事務を定めることとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

愛知県公報

毎週月・水・金曜日発行

目 次

規 則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事管理室)

○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則 (同)

訓 令

○愛知県事務決裁規程の一部改正 (人事管理室)

七二 八

規則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三年三月二十九日

愛知県知事 鈴木 治

愛知県規則第二十四号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項第三号中「第一条第二項各号」の下に「及び愛知芸術文化センター条例(平成三年愛知県条例第二号)第一条第二項各号」を加え、同項第四号中「愛知県種畜センター」を「愛知県畜産総合センター」に改める。
- 第五条の見出し中「及び室」を「室及び局」に改め、同条第一項中「及び室」を「室及び局」に、「私学振興室」を「私学振興局」に改め、同条第八項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「文教」を「教育」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の一項を加える。
  - 9 文化振興局においては、次の事務をつかさどる。
    - 一 文化の振興に関する施策の総合的企画調整及び推進に関すること。
    - 二 文化会館、愛知芸術文化センター及び陶磁資料館に関すること。
    - 三 その他教育委員会に属しない文化の振興に関すること。
- 第五条の二の見出し中「及び室」を「室及び局」に改め、同条第一項中「及び室」を「室及び局」に、「航空対策室」を「水資源対策室」に改め、同条第二項第十五号中「及び室」を「室及び局」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同条に次の一項を加える。
  - 7 航空対策局においては、次の事務をつかさどる。
    - 一 航空対策の総合的企画及び連絡調整に関すること。
    - 二 名古屋空港に関すること。
    - 三 空港の周辺環境対策に関すること。
    - 四 中部新国際空港の建設促進に関すること。
    - 五 中部新国際空港の建設に係る調査研究に関すること。

- 六 地域航空に関すること。
- 第七条第七項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
  - 六 食鳥処理の事業の規制に関すること。
- 第八条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。
- 第九条第六項第十三号中「種畜センター、殺戸山牧場及び種鶏センター」を「及び畜産総合センター」に改める。
- 第十一条第五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
  - 四 婦人の雇用の促進に関すること。(労働福祉課の事務分掌事項を除く。)
- 第十一条第六項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。
- 第十二条の見出し中「事務局」を「局」に改め、同条第一項中「及び事務局」を「及び局」に、「公共用地対策事務局」を「公共用地対策局」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第二十号中「事務局」を「局」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から同条第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項第六号を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。
  - 一 公共用地対策局においては、次の事務をつかさどる。
    - 一 土木部に属する公共用地の取得及び補償に関すること。
    - 二 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
    - 三 土地収用に関すること。
    - 四 収用委員会に関すること。
    - 五 土木部に属する事業の計画策定及び執行に係る用地調整に関すること。
    - 六 国等の計画する大規模事業の用地調整に関すること。
    - 七 建設省所管の国有土地に関すること。
    - 八 土木部の事務又は事業に関連して生じた廃道敷地、廃川敷地等の取得、管理及び処分に関すること。
    - 九 測量法の施行に関すること。
    - 十 電気通信事業法の施行に関すること。
    - 十一 第十二条第十二項を削る。
    - 十二 第十三条第三項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
      - 二 住宅及び住宅地の供給計画に関すること。
    - 十三 第十三条第四項第一号中「建設」の下に「、建替え及び改善」を加える。
    - 第十四条中第十四項を第十五項とし、第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。
      - 7 前項に規定するもののほか、愛知県知多事務所の行政課においては、中部

新国際空港の建設促進に係る関係機関等との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第二十八条第一項中「次の表の下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表図書部の項を削り、同条第二項管理部の分掌事務第四号中「他の部」を「文化事業部」に改め、同項図書部の分掌事務を削り、同条第五項を削る。

第二十九条及び第二十九条の二を次のように改める。

(愛知芸術文化センター)

第二十九条 愛知芸術文化センターの図書館に次の課を置く。

- 管理課
- 資料課
- サービス第一課
- サービス第二課
- 2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - 管理課
    - 一 文書及び公印の管守に関すること。
    - 二 職員的人事及び福利厚生に関すること。
    - 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
    - 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
    - 五 図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報に関すること。
    - 六 他の図書館等との連絡、協力及び図書、記録その他の資料(以下この項において「図書等」という。)の相互貸借に関すること。
    - 七 電子計算機による図書館システムに関すること。
    - 八 移動図書館の運営に関すること。
    - 九 その他他の課の主管に属しないこと。
  - 資料課
    - 一 図書等の収集計画に関すること。
    - 二 図書等の収集及び整理に関すること。(サービス第一課及びサービス第二課の事務分掌事項を除く。)
  - サービス第一課
    - 一 図書等の保存及び利用に関すること。
    - 二 図書等の利用のための相談及び参考事務に関すること。
    - 三 利用者の登録に関すること。
    - 四 図書等の複写に関すること。
    - 五 新聞、雑誌、視聴覚資料及び視覚障害者資料の収集及び整理に関すること。
  - サービス第二課

第二十九条の二 愛知陶磁資料館に次の表の上欄に掲げる部を置き、各部に同表の下欄に掲げる課を置く。

管理	部	庶務	課
学芸	部	学芸	課

- 2 前項の各部の分掌事務は、次のとおりとする。
  - 管理課
    - 一 文書及び公印の管守に関すること。
    - 二 職員的人事及び福利厚生に関すること。
    - 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
    - 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
    - 五 陶芸実習室が展示室の利用に関すること。
    - 六 その他学芸部の主管に属しないこと。
  - 学芸部
    - 一 陶磁器及び陶磁器に関する資料の収集、保存及び展示に関すること。
    - 二 陶磁器及び陶磁器に関する資料の調査研究に関すること。
    - 三 陶磁器に関する知識の向上及び普及に関すること。
    - 四 陶磁器に関する資料の刊行その他広報に関すること。
    - 五 第三十三条第六項食品衛生課の分掌事務中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
      - 六 食鳥処理の事業の衛生に関すること。
    - 六 食鳥処理の事業の衛生に関すること。
    - 第三十三条第六項衛生課の分掌事務中第二十八号を第二十九号とし、第十八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。
      - 十八 食鳥処理の事業の衛生に関すること。
    - 第三十五条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。
      - 一 公衆衛生に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。
    - 第三十五条第三項中「掲げる課」の下に「、室」を加え、同項の表庶務課の項の次に次の一項を加える。

保健情報室

第三十五条第四項中「及び各部」を、「保健情報室及び各部」に改め、同項庶務課の分掌事務第六号中「他の」の下に「室及び」を加え、同分掌事務の次に保健情報室の分掌事務として次のように加える。

保健情報室

- 一 公衆衛生に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 二 健康事象の疫学的調査研究及び技術指導に関すること。

第三十五条の二第三項の表病院の項中

総合診断部	総合診断科	総合診断部	総合診断科
社会復帰部	術後回復科	再発予防科	

を  
に改

め、同条第五項総合診断部の分掌事務の次に社会復帰部の分掌事務として次のように加える。

社会復帰部

手術後の患者に対する指導及び再発予防に関すること。

第三十五条の二中第三十四項を第三十五項とし、第二十三項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23 社会復帰部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

術後回復科

- 一 手術後の患者に対する運動指導、生活指導その他の指導に関すること。
- 二 手術後の患者に関する相談に関すること。

再発予防科

- 一 患者の再発予防に関すること。

二 悪性新生物の罹患予防相談に関すること。

第五十六条第三項保健衛生課の分掌事務に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

八 家畜の受精卵移植に関すること。

第五十六条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

家畜保健衛生所においては、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条第一項に規定する事務のほか、家畜の受精卵移植に関する事務をつかさどる。

第五十七条から第五十九条までを次のように改める。

(畜産総合センター)

第五十七条 種畜等の増殖及び育成並びに畜産技術の普及を図るため、愛知県畜産総合センターを岡崎市に設置する。

2 愛知県畜産総合センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 種畜等の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 種畜の能力の検定に関すること。
- 三 飼料作物の生産に関すること。
- 四 家畜の人工妊娠に関すること。
- 五 畜産技術の研修及び指導に関すること。
- 六 畜産に関する知識の普及啓発に関すること。
- 七 畜産技術練習生の養成に関すること。
- 八 牧野の利用及び管理に関すること。

3 愛知県畜産総合センターに次の表の上欄に掲げる課及び部を置き、各部に同表の下欄に掲げる課を置く。

管理課	酪農肉牛課
種畜部	養豚課
技術指導部	人工妊娠課
	研修指導課

4 前項の管理課及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員的人事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 その他他の部の主管に属しないこと。

種畜部

- 一 種畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 種畜の能力の検定に関すること。
- 三 飼料作物の生産に関すること。

技術指導部

- 一 大林牧野の利用及び管理に関すること。
- 二 家畜の人工妊娠に関すること。
- 三 家畜の受精卵の生産及び譲渡に関すること。
- 三 畜産技術の研修及び指導に関すること。

3 茶臼山牧野の利用及び管理に関すること。

種畜場

- 一 種畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 種ひな及び種卵の譲渡に関すること。
- 三 鶏の産卵能力の検定に関すること。

10 段戸山牧場及び種鶏場に次の表の下欄に掲げる課を置く。

段戸山牧場	草地課
種鶏場	生産鶏課

11 段戸山牧場の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

育成課

- 一 家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 家畜の衛生に関すること。
- 三 茶臼山牧野の利用及び管理に関すること。

草地課

草地の管理に関すること。

12 種鶏場の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

種鶏課

種鶏の増殖、育成及び譲渡に関すること。

生産課

- 一 鶏のふ卵に関すること。
- 二 種ひな及び種卵の譲渡に関すること。
- 三 鶏の産卵能力の検定に関すること。

第五十八条及び第五十九条 削除

第七十七条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 愛知県名古屋土木事務所所掌する天白川改修事業に係る事務を分掌させるため、愛知県名古屋土木事務所所掌する天白川改修出張所を名古屋緑区に置く。

第八十二条第二項第二号を次のように改める。

二 建設技術に関する情報システムに関すること。

第八十二条第二項第四号中「流域下水道の終末処理に関する」を「下水道に関する技術の」に改め、同条第三項中「管理課」を「企画情報室」に改め、同条第四項管理課の分掌事務中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第一号とする。

四 畜産に関する知識の普及啓発に関すること。

五 種畜部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

酪農肉牛課

- 一 乳用種牛の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 乳用種牛の能力の検定に関すること。
- 三 飼料作物の生産及び調製に関すること。
- 四 肉用種牛の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 五 大林牧野の利用及び管理に関すること。

養豚課

- 一 種豚の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 種豚の能力の検定に関すること。

6 技術指導部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

人工妊娠課

- 一 家畜の人工妊娠に関すること。
- 二 家畜の受精卵の生産及び譲渡に関すること。
- 三 家畜の人工授精に係る技術の研修及び指導に関すること。

研修指導課

- 一 畜産技術の研修及び指導に関すること。
- 二 畜産に関する知識の普及啓発に関すること。
- 三 畜産技術練習生の養成に関すること。
- 四 畜産に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

7 愛知県畜産総合センターの所掌事務を分掌させるため、段戸山牧場及び種鶏場を置く。

8 段戸山牧場及び種鶏場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名	称	位	置
愛知県畜産総合センター	段戸山牧場	北設楽郡稲武町	
愛知県畜産総合センター	種鶏場	安城市	

9 前項の段戸山牧場及び種鶏場の分掌事務は、次のとおりとする。

段戸山牧場

- 一 家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- 二 草地の管理に関すること。

